
*
* 令和 4 年度 第 2 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和4年度 第2回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和4年5月13日 午後 1時30分 招集
2. 令和4年5月13日 午後 1時30分 開会
3. 令和4年5月13日 午後 2時26分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	深 本 文 雄	出	1 1	小 野 貫 治	出	1	山 川 光 男	出
2	小 西 雅 己	〃	1 2	瀬戸川 伸行	〃	2	中 村 進	〃
3	伊達 千鶴子	〃	1 3	田 角 幸 正	〃	3	小見山 力信	〃
4	藤 本 久 也	欠	1 4	小林 三十二	〃	4	石 田 義 雄	〃
5	中 曾 浩 徳	出	1 5	中 家 泰 雄	〃	5	平 松 伸 行	欠
7	吉 岡 孝	欠	1 6	清 水 健 治	〃	6	山 元 憲 民	出
8	前 崎 輝 之	出	1 7	江 川 泰 司	〃	7	吉 家 仁	〃
9	西 村 匡 弘	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
1 0	小 物 博 子	〃	1 9	金 子 時 典	〃			

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	内 田 弘 樹	書 記	藤代 晋太郎		
次 長	中 藤 宏 和				
書 記	三 宅 秀 生				

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第4号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件	許 可
		第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件	許 可
		第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について	17件	決 定
8		署 名 委 員			
			12番 瀬戸川 伸 行		
			13番 田 角 幸 正		
9		議 事 の 内 容			
		令和4年度 第2回高梁市農業委員会総会会議録			
		令和4年5月13日（金） 高梁市役所 3階大会議室			

議 長	本日の出席委員は、農業委員 16 名、推進委員 6 名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 4 年度第 2 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。12 番瀬戸川委員と 13 番田角委員を指名いたします。議案の審議に入ります前に、議案の訂正があるとのことなので事務局から説明します。
中藤次長 議 長	－ 議案訂正朗読説明 － 事務局から説明がありましたように、資料を訂正することとします。それでは、「議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。1 番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第 4 号 1 番朗読説明 － 1 番は、転用者が、申請農地を墓地及び進入路用地に転用する案件です。申請用地は、畑 2 筆 26.82㎡で、この農地の農地区分は、第 2 種農地となります。施設の概要は、墓地 1 区画 20㎡と進入路 6.82㎡です。この案件につきましては、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、墓地埋葬法が該当しますが、許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第 4 条第 6 項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5 月 10 日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 山川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 本案件につきましては、事務局から報告がありましたように、問題は何もありません。環境課からの許可も添付されておりましたので何の問題もありません。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。1 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員） 挙手全員ですので、1 番については許可とすることに決定しました。
中藤次長	次に 2 番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第 4 号 2 番朗読説明 － 2 番は、転用者が、申請農地を住宅用地に転用する案件です。申請用地は、畑 1 筆 321㎡で、この農地の農地区分は、第 2 種農地となります。施設の概要は、木造平屋建住宅 1 棟 85.42㎡です。なお、建ぺい率は 26.6％です。この案件につきましては、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第 4 条第 6 項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5 月 10 日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、6 ページ及び 7 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 瀬戸川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現地について、以前はパイプハウスとか牛舎が建っていたのですが、それを撤去して更地の状態になっておりました。何ら問題

議 長	ないと思われますので、よろしくお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。2番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、2番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。3番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第5号3番朗読説明 －
中藤次長	3番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、露天駐車場用地に転用するものです。申請農地は、田1筆67㎡で、この農地の農地区分は、第2種農地となります。転用地の10a当りの価格は104万円です。施設の概要としては、露天駐車場1台分です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、5月9日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
小野委員	本案件につきましては、自宅前の農地になります。周囲の農地への影響は無く、問題ないものと見受けられましたので、ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。3番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、3番については許可とすることに決定しました。
	次に4番について、事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第5号4番朗読説明 －
中藤次長	4番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、露天駐車場用地に転用するものです。申請農地は、田1筆72㎡で、この農地の農地区分は、第2種農地となります。転用地の価格は無償です。施設の概要としては、露天駐車場2台分です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、5月9日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
小野委員	この案件につきましても、先ほどの件と同じく自宅前の農地でありまして、全く問題ないように見受けられました。ご審議お願

議 長	いします。 現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、４番については許可とすることに決定しました。 次に５番について、事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第５号５番朗読説明 － ５番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、分譲宅地及び進入路用地に転用するものです。申請農地は田３筆２、２８６㎡であり、この農地の農地区分は、都市計画法の非線引の用途地域の第１種住居地域で第３種農地です。転用地の１０ａ当りの価格は２、１８７万円です。施設の概要としては、分譲宅地１０区画と進入路４２８㎡です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、５月９日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、１０ページ及び１１ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 伊達委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現地の状況についてですが、周りは住宅地であり、駐車場などであって、今回の案件によって何ら周囲への悪影響は無いと思われます。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。５番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、５番については許可とすることに決定しました。 次に６番について、事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第５号６番朗読説明 － ６番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、住宅用地に転用するものです。申請農地は、田１筆２８７㎡と、畑１筆５１㎡の計２筆３３８㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地です。転用地の１０ａ当りの価格は２４０万円です。施設の概要としては、木造２階建住居６８㎡及び木造平屋建車庫４２㎡です。全体の計画面積は、既存の雑種地である７７㎡を含めて４１５㎡であり、建ぺい率は２６％です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、５月９日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、１２ページ及び１３ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。

田角委員	本案件につきまして、現地を確認いたしましたけれども、隣には既に住宅が１棟建っております。周囲の農地への悪影響はないものと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。６番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
	挙手全員ですので、６番については許可とすることに決定しました。
三宅書記	続きまして、「議案第６号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、一括で説明をお願いします。
	農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。１、公告日は令和４年５月２０日、２、利用権の設定を受ける者は１４名、３、利用権の設定をする者は１８名、４、利用権の設定をする件数は１７件、５、利用権設定面積は３５，３２３㎡となっています。６で各筆明細です。
	－ 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
小林委員	事務局から説明がありましたが、１番から１７番について発言をお願いします。
藤代書記	４番、５番の方は住所地が倉敷市、９番の方は住所地が福山市となっておりますが、通いで農業をされるのでしょうか。
	４番、５番の方は通いになります。倉敷市から通いで耕作されるとのことです。９番の福山市の方は川上町に引っ越しされて耕作されるとのことです。
小林委員	わかりました。
議 長	他に発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり）
議 長	なしとの声がありました。１番から１７番について一括で採決をとります。１番から１７番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
	挙手全員ですので、１番から１７番について決定しました。
	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第２回総会を閉会します。
	令和４年５月１３日
	会 長 土 岐 康 夫
	１２番 瀬戸川 伸 行
	１３番 田 角 幸 正

